

## 宇都宮市未登記道路整理事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、認定道路敷地の寄附に係る事務を円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「未登記道路」とは、過去に拡幅又は新設された認定市道に、宇都宮市への所有権移転登記がなされず、個人名義で登記が残る道路部分をいう。

(要件)

第3条 寄附受入は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものでなければならない。

- (1) 道路の敷地については、所有権以外の権利(架空線等に対する地役権を除く。)がないものであること。
- (2) 道路の敷地に不法占拠物件がないこと。
- (3) 道路の敷地をめぐって係争中である等、紛争が未解決のままでないこと。

(費用負担)

第4条 前条の要件に該当する場合に、申請者からの寄附を原因として市が測量や分筆登記費用等を負担する。

(事前調査申請)

第5条 未登記道路敷地を市に寄附しようとするときは、次に掲げる書類を市長あて提出しなければならない。

- (1) 認定道路敷地の寄附に係る事前調査申請書(様式第1号)
  - (2) 位置図
  - (3) 案内図
  - (4) 公図写し
  - (5) 登記事項要約書又は全部事項証明書の写し
  - (6) 現地写真
  - (7) 委任状(申請人が代理人を立てる場合)
- 2 道路管理課は、前項の申請書を受理したときは、認定道路の寄附受付簿(様式第2号)に記載し、関係課と協議するとともに、速やかに現地調査を行うものとする。
- 3 道路管理課は、前項の規定により受入の可否を検討し、申請者に対し受入の適否を、認定道路敷地の寄附に係る事前調査結果について(様式第3号)により通知しなければならない。

(寄附申込等)

第6条 前条により寄附受入の報告を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 寄附申込書(様式第4号) 1通
- (2) 承諾書・・・表示および権利の登記ごとの必要通数他 1通
- (3) 印鑑登録証明書(法人においては資格証明書)・・・権利の移転を伴う登記ごとの必要通数

(4) 登記原因証明情報・・・権利の移転を伴う登記ごとの必要通数

(5) その他市長が必要とする書類

(寄附受領の通知)

第7条 道路管理課は、寄附申込書を受領後、申請者に対し寄附受入書（様式第5号）を通知するとともに、所有権移転登記を行い、財産の受入を完了したときは、寄附受領書（様式第6号）を交付するものとする。

(様式)

第8条 この要領に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

- ・ この要領は、平成16年7月1日から施行する。
- ・ 平成17年3月7日不動産登記法改正により第5条（2）（3）（4）を改正する。
- ・ この要領は、平成30年4月1日から適用する。